

教育勅語・御真影をめぐる不敬事件と学校儀式

1 教育勅語の法的性格

- (1) 詔書・勅語（勅書、勅旨、勅諭とも）、両者を総称して詔勅とは～法律・命令とは別に天皇の意思を公的に表明したもの。詔書は国家的重大事につて、勅語はそれ以外について。←教育勅語は、明治天皇が君主の意志として、国民（臣民）に道徳を教え諭したもの。その内容は明治憲法の下での近代的国民に求められる諸徳を掲げたものだが、国民主権の原理に立つ日本国憲法と相容れず、今日の学校で憲法・教育基本法に抵触しない形で「教材」として用いることは、「勅語」という性格からしてあり得ない。また、今日の道徳教育は、すでに死んだ明治憲法下の亡霊を生き返らせなくとも、十分に可能である。親孝行、兄弟夫婦仲良く、友達は信じ合いなどの徳目も、教育勅語の専売特許ではない。
- (2) 教育勅語が立脚する「国体論」は、日本国憲法と相容れない：「朕惟ふに我が皇祖皇宗国を肇むること高遠に徳を樹つること深厚なり」（原文の片仮名を平仮名に改めた、以下同様）=国をはじめたのも、道徳を樹立したのも天皇の祖先である。～帝国憲法が「国体論」に基づいて、議会の議決を経ずに欽定されたことと照応している。
- (3) 帝国憲法第 55 条 国務各大臣は天皇を輔弼し其の責に任す 凡て法律勅令其の他国務に関する詔勅は国務大臣の副署を要す（大臣責任制・大臣副署制）
 - ・教育勅語は大臣の副署を欠いており、国務に関する勅語ではない（例えば、戊申詔書は総理大臣桂太郎の副署があり、国務に関する詔書）。
- (4) 教育勅語は「社会上の君主の著作公告」
 - ・主な教育勅語起草者井上毅（内閣法制局長官、帝国憲法の起草にも深く関与した）の 山県有朋（総理大臣）宛て意見書、明治 23(1890)年 6 月 20 日付け～教育勅語起草に当たっての考え方を示したもの
「今日の立憲政体の主義に従へば、君主は臣民の良心の自由に干渉せず・・・今勅諭を發して教育の方向を示さるるは、政治上の命令と區別して、社会上の君主の著作公告として看ざるべからず」
 - ・教育勅語に副署がないことは、良心の自由という憲法原則に抵触することを回避するために、政治上の君主としてではなく、社会上の君主としての「著作公告」と位置づけるという明確な意図を持って選択されたこと。
 - ・ゆえに教育勅語は、法律・勅令ではないという意味において、また副署を欠く勅語という意味において、二重の意味で、帝国憲法下においてもそれ自体で国民を拘束する効力を持ちえない。

2 文部省の行政措置による法的拘束力の付与←多くの詔勅のなかで、教育勅語がとりわけ重視され、戦前期の教育理念、修身教育の基準として機能した理由は、文部省による特別扱い。

- (1) 明治 23(1890)年 10 月 30 日、宮中で明治天皇から国家機関である文部大臣に下付。
- (2) 翌 10 月 31 日、訓令、訓示による法的拘束力の付与
 - ・文部省訓令 8 号：道府県、直轄学校宛。教育勅語と大臣訓示を送付するので、「聖意の貫徹」に努めよ。
 - ・文部大臣訓示：式日などにおいて、勅語を奉読し訓話を与え、生徒をして日夜佩服させよ。
- (3) 1891 年 11 月 文部省令 11 号「小学校教則大綱」第 2 条：修身は、教育に関する勅語の旨趣に基づき、児童の良心を啓培して其徳性を涵養し、人道実践の方法を授くるを以て要旨とす～省令によって教科内容に対する法的拘束力を付与。
- (4) 1895 年 1 月 文部省令第 1 号「高等女学校規程」第 6 条：修身は教育勅語の旨趣に基づくこ

とを定める～女子中等教育について、省令による法的拘束力の付与（この規定は、1899年2月「高等女学校の学科及其程度に関する規則」及び1901年3月文部省令第4号「高等女学校令施行規則」に、そのまま受け継がれている）

- (5) 1901年3月 文部省令第3号「中学校令施行規則」第2条：修身は教育勅語の旨趣に基づくことを定める～男子中等教育について、省令による法的拘束力の付与
- (6) 1900年8月 文部省令第21号「小学校令施行規則」～従来の「小学校設備準則」「小学校祝日大祭日儀式規程」「小学校教則大綱」は、この施行規則に一本化された。近代初等教育法制がこれによって確立したといわれている）
- ・第2条 修身は教育に関する勅語の旨趣に基きて・・・

3 教育勅語謄本と御真影の取り扱い（管理方法）

- (1) 1891[M24]年4月 文部省令第2号「小学校設備準則」：各学校の校舎に教育勅語謄本と天皇皇后の肖像写真「御真影」とを一定の場所に保管するよう求める。
- (2) 1900年「小学校令施行規則」でも同様に規定
- (3) その後、敗戦に至るまでの間に管理（奉護）体制が順次強化されていく様子は、小野雅章『御真影と学校——「奉護」の変容——』（2014年、東京大学出版会）に詳しい。

4 学校儀式

- (1) 1891(M24)年6月 文部省令第4号「小学校祝日大祭日儀式規程」～学校儀式（合計11式日）に於ける教育勅語奉読等を省令で規定。式日によって、儀式次第は異なる。
- ・紀元節、天長節、元始祭、神嘗祭、新嘗祭～御真影最敬礼（未拝戴校は省略）、両陛下万歳奉祝、教育勅語奉読、教育勅語訓話、式日唱歌合唱
 - ・孝明天皇祭、春季皇霊祭、神武天皇祭、秋季皇霊祭～教育勅語訓話、式日唱歌合唱
 - ・一月一日～御真影最敬礼、両陛下万歳奉祝、式日唱歌合唱
 - ・「君が代」合唱は、いまだどの儀式次第にも含まれていない。
- (2) 1893(M26) 文部省令第9号「小学校祝日大祭日儀式に関する件」によって、紀元節、天長節、一月一日（三大節）のみ実施し、他の他の祭日の儀式は任意とされた。あまりに式日が多いのは、かえって児童をして倦厭たらしめて逆効果だ、との理由から。
- (3) 1900(M33)年8月 文部省令第21号「小学校令施行規則」
- ・第28条 紀元節、天長節及一月一日に於ては職員及児童、学校に参集して左の式を行ふへし（三大節儀式）
- 一 職員及児童「君か代」を合唱す（君が代斉唱）
 - 二 職員及児童は
天皇陛下
皇后陛下の御影に対し奉り最敬礼を行ふ（御真影最敬礼）
 - 三 学校長は教育に関する勅語を奉読す（教育勅語奉読）
 - 四 学校長は教育に関する勅語に基き聖旨の在る所を□告す（教育勅語訓話）
 - 五 職員及児童は其の祝日に相当する唱歌を合唱す（唱歌斉唱）
- ・「最敬礼」の姿勢とは～両手を膝に当て、その姿勢で頭を下げる。
- (4) 1927[S2]年より、明治節が加えられて四大節に。
- ・昭和の始まりとともに、大正期に行われていた明治天皇祭に代わって大正天皇祭が行われることとなり、明治天皇を記念する日が無くなることから、帝国議会に請願が提出され、衆議院が政府に建議して、明治節が定められた。

5 教育勅語・御真影をめぐる不敬事件

(0) 不敬事件とは

- ・不敬罪～1882(M15)年施行旧「刑法」117-119条、1908(M41)年施行新「刑法」74,76条
- ・不敬事件～刑法不敬罪には当たらない、国民道徳上の不敬事件
- ・不敬事件は、教育勅語・御真影の権威・聖性が社会的に一定程度確立していることを前提にして発生し、多くの不敬事件の発生がさらにその権威・聖性を高めてき、さらに多くの不敬事件が誘発されるという循環構造が、社会的に形成されていった。このような循環構造の形成には、些細なことを「大不敬事件」として仰々しく報じるマスコミの報道姿勢が、決定的役割を果たした。それと併行して、それらの「奉護」義務もますます昂進していくこととなった。
- ・学校における生徒による教員に対する不敬摘発は、ほとんどの場合、日頃から教員に反感を持っている生徒が、教員排斥の口実として利用したもの。しかし、忠君の仮面をつけた不敬攻撃＝教師排斥に、学校側は多くの場合それを無視する論理を持ち合わせていなかった（忠君が悪いとは言えない）。

(1) 学校儀式における不敬事件（教育勅語発布以降の事件のみ）

(1)-1 薄礼、欠礼

- 4) 明治24[1891]年1月 第一高等中学校嘱託教員内村鑑三の親署教育勅語薄礼事件～薄礼のため、同僚、生徒から攻撃されて、依願退職。キリスト教徒は不敬との攻撃に発展していった。
- * 4) という番号は、別途配布の「教育勅語・御真影に関わる不敬事件事例集」に付した番号と照応しているので、事件についてのより詳しい情報は、事例集について承知されたい。以下同様。
- 7) 明治24[1891]年2月 東京府日本橋区常磐小学校教師竹林虎三の御真影欠礼事件～紀元節式場で、御真影への拝礼を欠いたとの理由で退職。
- 19) 明治26[1893]年2月 新潟市某耶蘇学校における御真影拝礼中止事件～紀元節の遙拝式において、御真影拝礼を行わなかったとされ、一部の新聞、雑誌でキリスト教徒の不敬として攻撃された。事実であったかどうかは分からない。
- 25) 明治26[1896]年2月 第二高等学校雇教師クリストファー・カロザース御真影薄礼事件～紀元節の御真影拝礼のさい、十分な拝礼を行わなかった不敬（薄礼）を生徒に咎められて、契約途中で解雇された。生徒は平素からカロザースに反感を持っており、不敬攻撃を排斥の口実として利用した。
- 34) 明治32[1899]年2月 第五高等学校雇教師エルドマンズデルファー御真影欠礼事件～紀元節の式場に参列しながら、御真影への拝礼を行わず退場したことから生徒に見咎められ、地元新聞で不敬事件として大きく報道された。本人は後日改めて拝礼し、処分なし。校長中川元に譴責処分。
- ◎高等学校・高等学校では、御真影に拝礼するのは名誉なことという観念から、まず教員が拝礼し、次に生徒が拝礼するという順序であったが、教員の薄礼、欠礼を生徒が見咎める場面を作らないために、教員・生徒の同時一斉拝礼方式に変わっていった。小学校では、明治24[1891]年の「祝日大祭日儀式規程」の当初から一斉拝礼方式。

(1)-2 服装

- 5) 明治24[1891]年1月 愛知県宝飯郡高等小学校教員の御真影不敬事件～御真影奉戴式場で、首にハンカチを巻いていたため、その不敬を咎められる。
- 18) 明治26[1893]年1月 金沢市北陸英和学校阪野嘉一の勅語奉読服装不敬事件～新年始業式の教育勅語奉読のさいに、同校理事阪野嘉一（伝道師）が袴を着用せず奉読したため、理事を辞任。キリスト教徒の不敬行為として攻撃された。

(1)-3 誤読、改定読、語法批判

- 10) 明治25[1892]年6月頃 青森県尋常師範学校教員の教育勅語語法批判事件～批判の内容は不明
- 12) 明治25[1892]年夏 高等師範学校教師の教育勅語語法批判事件～山形県教員講習会において、教育勅語の語法を種々批判したため、地元新聞より不敬なりとして攻撃された。語法非難の内容は不明。
- 13) 明治25[1892]年11月 愛知県三輪村小学校教員柴田某の教育勅語誤読事件～天長節拝賀式で

教育勅語を誤読し、大不敬罪なりとの議論が出て、近日中に進退伺い提出の様様。

- 21) 明治 27[1894]年 3 月 北海道尋常師範学校校長清川寛の不敬事件～卒業証書授与式での教育勅語奉読のさいに、「一旦緩急あれば」は文法的誤りとして、「あらば」と読んだため、平素から校長に反感を持っていた生徒たちが、御真影への不敬も含めて校長排斥運動を起こした。紆余曲折の末、清川校長は文部省属に左遷。
- 111) 昭和 8[1933]年 6 月 荒川区日暮里第二小学校校長瀧本寿雄の教育勅語奉読失態事件～教育勅語奉読の際、誤って戊申詔書を渡された校長が、部下の過誤を庇うためにそのまま暗唱で奉読を始めたが、途中で行き詰まって、改めて勅語謄本を受け取って奉読し直した。校長、訓導は進退伺いを提出して謹慎。

(1)-4 式次第、取り扱い、保管

- 6) 明治 24[1891]年 2 月 第三高等中学校体操教員の御真影拝礼省略事件～紀元節式場で、号令役の体操教員が御真影拝礼の号令をかけ忘れて式を進行したため混乱し、改めて拝礼。
- 11) 明治 25[1892]年 6 月 熊本県八代南部高等小学校生徒簗田元卓の御真影不敬事件～御真影安置所の雀を追うため安置所に侵入したため、不敬を理由に登校停止処分、1 ヶ月後に解除。兄がキリスト教徒だったため、キリスト教徒の不敬として多くの新聞雑誌で攻撃された。
- 30) 明治 31[1898]年 2 月 岡山県尋常中学校の紀元節における御真影不敬事件～儀式の後、御真影の帳を閉じないままに教員が退席したことから、を生徒がその不敬を咎めて同盟罷業。教員への反抗の口実として、不敬を言い立てたもの。
- 38) 明治 32[1899]年 12 月 第三高等学校医学部主事菅之芳の御真影不敬事件～天長節儀式にあたって、会場設営の小使が御真影を疎略に扱ったこと、式後に御真影の帳を閉じないまま教員一同が退席したことから、かねて菅主事排斥を画策していた生徒たちが、不敬事件として追及し、現地新聞も巻き込んだ大事件となった。三高校長折田彦一は菅主事を守り通したので、生徒は主事排斥の目的を達することはできなかつた。
- 48) 明治 38[1905]年 5 月頃 山梨師範学校の教育勅語奉読式敬礼問題不敬事件～教育勅語奉読の際、最敬礼すべきかどうかを巡って校長と教員が議論。マスコミで、議論すること自体が不敬と批判され、校長が依願免官。
- 56) 明治 41[1908]年 5 月 名古屋市金城女学校における地久節不敬事件～地久節（皇后誕生日）儀式において、御真影拝礼・教育勅語奉読を行わなかつたことがキリスト教学校の不敬であるとして、地元紙から激しく攻撃された事件。中学校、高等女学校でも三大節儀式を挙げる文部省令（中学校令施行規則、高等女学校令施行規則）の定めがあるが、地久節儀式は義務づけられておらず、従って式次第の定めもない。
- 114) 昭和 10[1935]年 鹿児島県志布志小学校不敬の御真影奉安殿雨漏り告訴事件～雨漏りして御真影を汚損していることから、「教育界の一大不敬事件」として、父兄が町長と校長を告訴。

(2) その他の場面における学校に関わる不敬事件

(2)-1 火災、天災による焼失、流失、汚損、破損など

- 20) 明治 26[1893]年 8 月 和歌山県西牟婁郡生馬小学校の御真影流失事件～校舎流失による。
- 22) 明治 28[1895]年 1 月 長野県長沼尋常小学校赤沼分教場の教育勅語謄本焼失事件～教室火災により、謄本も焼失。小使が解雇。
- 23) 明治 28[1895]年 北海道某校の御真影・教育勅語謄本焼失事件～学校火災による焼失。宿直教員減俸、校長譴責。
- 24) 明治 28[1895]年 秋田県某校の御真影・教育勅語謄本焼失事件～学校火災による焼失。校長懲戒。
- 26) 明治 29[1896]年 6 月 三陸大海嘯による御真影・教育勅語謄本の流失・汚損～岩手県沿岸部 13 小学校のうち、御真影流失 5、汚損 2、教育勅語謄本流失 10、汚損 2。御真影流失数が少ないのは、御真影がない学校が 5 校あったため。県当局がこのような調査を行っていることに、す

にこの頃御真影・教育勅語謄本の奉護義務が強く意識されていることを示している。この時、小学校長が御真影を取り出すために逃げ遅れて殉職している（殉職事件の項参照）

- 32) 明治 31[1898]年 9 月 宮城県鹿島台村大迫尋常小学校の御真影焼失事件～校舎全焼による焼失。
- 33) 明治 31[1898]年 10 月 岩手県軽米尋常小学校の御真影・教育勅語謄本焼失事件～校内に保管場所がないため村役場に保管していたところ、村役場火災のため焼失。校長職員一同、郡視学、学務担任書記官、郡長、県庁学務主任、地方視学、学務課長、知事が進退伺を提出。校長は退職。
- 39) 明治 33[1900]年 9 月 岩手県南方尋常小学校の御真影・教育勅語謄本焼失事件～校舎全焼により焼失。校長に3ヶ月間俸給月額三分の一の減俸処分。校長は翌年校長職を解かれ、再び校長になることはなかった。
- 51) 明治 40[1907]年 1 月 仙台市県立第一中学校の御真影・教育勅語謄本焼失事件～校舎火災により焼失。大友元吉書記が殉職（後述）、校長は賜暇帰省中に付き処分なし、教頭が譴責処分。
- 54) 明治 40[1907]年 10 月 長野県上田尋常高等小学校の御真影・教育勅語謄本焼失事件～校舎全焼による焼失。校長は6ヶ月間月俸三分の一の減俸処分、訓導1名注意処分。
- 55) 明治 40[1907]年 神奈川県福沢小学校の御真影・教育勅語謄本焼失事件～校舎火災による焼失。宿直員は免職、校長は2ヶ月間月俸三分の一の減俸処分。
- 57) 明治 41[1908]年 京都市立商業学校の御真影・教育勅語謄本焼失事件～失火による焼失。被処分者は出していない。
- 58) 明治 43[1910]年 11 月 沖縄県佐敷小学校の御真影・教育勅語謄本焼失事件～校舎全焼による焼失。校長、宿直教員が免職。他府県の同様事例が多く減俸、譴責であるのに比して、著しく処分が重い。
- 63) 大正 2[1913]年 石川県某小学校の御真影・教育勅語謄本焼失事件～火災による焼失。宿直員が4ヶ月間月俸五分の一の減俸、校長が年功加俸停止の処分。
- 66) 大正 6[1917]年 1 月 福島県廣戸小学校の教育勅語焼失事件～校舎全焼による焼失。関係者の処分結果は不明。
- 74) 大正 11[1922]年 1 月 青森県鳥屋部小学校の御真影焼失事件～失火による校舎全焼により、天皇御真影焼失、皇后御真影は持ち出して無事。
- 76) 大正 11[1922]年 8 月 新潟県鷺の木小学校の御真影焼失事件～失火による校舎全焼により、御真影焼失。
- 78) 大正 12[1923]年 2 月 新潟県西頸城郡小学校の御真影・教育勅語謄本焼失事件～校舎全焼による焼失。
- 89) 大正 13[1923]年 12 月 福島県小国某小学校の御真影焼失事件～忘年会の火の不始末により校舎全焼、御真影も焼失。
- 96) 大正 15[1925]年 1 月 福岡県嘉穂郡大隈小学校の御真影焼失事件～裁縫室より出火し校舎1棟焼失し、御真影も焼失。
- 100) 大正 15[1925]年 11 月 福岡県嘉穂郡某小学校の失火による御真影焼失事件～裁縫室より出火し、校舎1棟焼失し、御真影も焼失。
- *96)と100)は同じ事件と思われるが、いま仮に典拠資料のまま、別事件として掲げた。

(2)-2 人為による隠匿、盗難、焼却、棄損

- ◎この種の事件は、管理責任（奉護義務）が厳しく問われるという事実を前提に、校長など管理責任を陥れる目的のことが多い。御真影、教育勅語謄本には、盗んでもそれ自体としての経済的価値はない。盗まれるという犯罪被害にあったにもかかわらず、校長等は管理責任が問われ、処分された。
- 27) 明治 29[1896]年 11 月 埼玉県阪戸尋常高等小学校雇教師の御真影毀損事件～18歳の雇教師が、御真影奉置室の扉を破壊し、その破片がとんで御真影を毀損した。木場貞長文部省普通学務局長が阪戸村に出張、千家知事は待罪書を提出して謹慎、校長も待命書を提出するなど、少年の

無分別な行為が関係者に恐慌状態を引き起こしている。

- 28) 明治 29[1896]年 11 月 長野県下伊那尋常高等小学校の御真影紛失事件～何時の間にか紛失
- 41) 明治 34[1901]年 岩手県山目小学校の御真影・教育勅語謄本盗難事件～校長と宿直者が 2 ヶ月間月俸三分の一の減俸処分。
- 44) 明治 35[1902]年 8 月 東京本所小学校の皇后御真影放置事件～何者かによって校長宅門内に放置され、校長が月俸十分の一の減俸、宿直教員が譴責。校長は辞職の見込み。報道に「私怨に報ゆるに、この不敬を極む」とある。
- 45) 明治 36[1903]年 8 月 岩手県永井村千葉徳一郎の教育勅語謄本窃取焼却事件
- 53) 明治 40[1907]年 3 月 宮城県石森村小倉分教場の教育勅語謄本紛失事件～村民千葉徳一郎は、校長排斥のため、村立高倉小学校の教育勅語謄本を窃取して、焼却した。同謄本紛失が判明して追及が厳しくなると、石森村小倉分教場の同謄本を借用（又は窃取）して高倉小学校付近に放置した。発見された謄本は高倉小学校のそれとして回収された。しかし後に、小倉分教場の謄本が紛失していることが発覚し、事件の全容が明らかになった。関係者の管理責任が厳しく追及されている。千葉徳一郎は刑法 203 条 2 項官文書毀棄罪（公文書毀棄罪）で重禁固 2 年、監視 6 月。
- 46) 明治 36[1903]年 11 月 福島県須賀町尋常高等小学校の御真影盗難事件～同町豪商の息子が、写真道楽から御真影を複写する目的で窃取したが、追及が厳しいため焼却した。校長と宿直教員が減給処分。
- 47) 明治 37[1904]年 10 月 大阪市某女子高等小学校の御真影紛失事件～校長が 2 ヶ月間月俸四分の一の減俸処分。
- 49) 明治 38[1905]年 12 月 島根県片江村七類小学校の御真影盗難事件～校長が 3 ヶ月間月俸三分の一の減俸処分。
- 52) 明治 40[1907]年 2 月 佐賀県千賀村小学校の御真影隠匿事件～騒ぎを起こして教育費審議の村会を延期させるため、御真影を隠匿。
- 64) 大正 3[1914]年 7 月 新潟県大面小学校教員の教育勅語謄本等隠匿事件～校長を失脚させる目的で、教育勅語謄本、文部大臣訓示、戊申詔書謄本を保管所から取り出し、教室の天井裏に隠匿した。当該教員は警察処罰令業務妨害で 29 日の拘留。
- 65) 大正 5[1916]年 12 月 長崎県佐世高等小学校の御真影紛失事件～宿直教員の殺人未遂事件、御真影室放火未遂事件、御真影紛失事件が相次いで起こった。村長が引責辞任、郡長、郡視学は進退伺、教員は総更迭の様様。
- 69) 大正 7[1918]年 9 月 山口県柳井尋常高等小学校の御真影焼却不敬罪事件～学校小使が校長を失脚させる目的で大正天皇・皇后、明治天皇・皇后の御真影を焼却し、同小使外 1 名が天皇に対する刑法不敬罪で懲役 3 年、共犯とされた小学校女教員が同罪で懲役 5 年となった。
- ◎45)、53)の事件では、教育勅語謄本の焼却は官文書（公文書）毀棄罪で処罰されているが、この御真影焼却では不敬罪で処罰されていること。
- 70) 大正 9[1920]年 5 月 『いばらき新聞』の福島県石城郡湯本小学校不敬報道事件～窃盗常習者が、教室で 50 銭と裁縫箱を盗み、同教室の御真影奉安所の幔幕の一部をそれと知らずに切り取って盗品を包んで、教室に脱糞のうえ逃走。『いばらき新聞』が、「御真影奉安所に不敬漢侵入す」と社会面トップで報道。その報道背景には、同地における政友会系と憲政会系との対立など複雑な事情があった。
- 72) 大正 10[1921]年 8 月 名古屋市八重尋常小学校教員武井三省の教育勅語謄本焼却事件～素行不良を校長に注意された教員が逆恨みして、校長を陥れる目的で教育勅語謄本を窃取の上焼却。
- 73) 大正 10[1921]年 9 月 呉市南城小学校小使三瀬岩造の教育勅語謄本投棄事件～学校を解雇された小使が、報復のため教育勅語謄本を窃取の上、川中に投棄。
- 75) 大正 11[1922]年 5 月 青森県三戸郡平良崎村下郷小学校の御真影盗難事件～教員を陥れるため、区議や役場書記ら 3 名が、その教員が宿直の日を選んで御真影を窃取し、古新聞にくるんで近くの神社に隠匿。
- 79) 大正 12[1923]年 2 月 長崎県小学校小使高野松次の天皇皇后御真影焼却不敬罪事件～老齡とト

- ラホーム罹患を理由に、校長から夫婦ともに小使を解雇されたことを恨んで、校長を陥れる目的で、御真影を窃取して焼却。天皇・皇后に対する不敬罪で、各懲役1年。
- 82) 大正13[1924]年2月 長野県上高井郡都住小学校教員の放火による御真影焼失事件～校舎全焼により焼失。知事、内務部長、学務部長、視学、村長、校長が進退伺を提出。
- 85) 大正13[1924]年8月 山形県横山助松の藤泉小学校御真影不敬事件～村民が酒に酔って御真影奉安所を破壊し御真影に対して不敬を働いた容疑で逮捕された。処分結果は不明。
- 86) 大正13[1924]年9月 熊本県元小学校教員米光甫の天皇御真影焼棄不敬罪事件～退職させられた教員が、校長への報復手段として御真影を焼棄し、天皇に対する不敬罪で懲役2年。
- 87) 大正13[1924]年11月 熊本県上益城郡小学校の御真影紛失事件～天長節儀式のため御真影を取り出そうとして紛失が判明。
- 88) 大正13[1924]年12月 茨城県立某学校少年給仕の御真影窃盗投棄事件～校長を恨んで御真影を盗み出して投棄。
- 92) 大正14[1925]年10月 福島県安齊線吾の新田村尋常小学校御真影奉安室破壊事件～校長を陥れる目的で奉安室を破壊し、逮捕された。御真影は被害なし。
- 93) 大正14[1925]年10月 長野県農業笹岡栄の奉安殿への投石等不敬罪事件～小学校の奉安殿に繰り返し投石して、天皇・皇后に対する不敬罪容疑で逮捕されたが、大正天皇大葬による大赦令により免訴。
- 94) 大正14[1925]年11月 茨城県行方郡某小学校の学校放火による御真影焼失事件～小学校が放火され2名が殺傷されて、御真影も焼失した。
- 99) 大正15[1926]年8月 青森県米田小学校長下分教場の教育勅語謄本等窃取事件～村民が、日頃恨みに思っていた分教場主任教員を陥れるため、教育勅語謄本、戊申詔書写本、国民精神作興に関する詔書写本を窃取し、公文書毀棄罪、住居侵入罪で有罪。犯行を教唆したとして、別の小学校の校長も幫助罪で有罪。
- 101) 昭和3[1928]年1月 愛知県渥美郡S小学校・N小学校の御真影・教育勅語謄本紛失事件～一月一日儀式の際に両小学校で御真影が紛失していることが判明、後にそれぞれの校舎天井裏に隠されているのが発見された。容疑者として3名を取調中。
- 103) 昭和4[1929]年3月 長崎県立某高等女学校の御真影紛失事件～同校教諭が犯行の一部を自白したが、御真影はなお未発見。
- 104) 昭和4[1929]年4月 東京府高井戸某小学校の御真影窃盗未遂事件～何者かが夜間御真影室の扉を破ったが、第二の扉に阻まれて、御真影を取り出すことができなかった。
- 105) 昭和4[1929]年7月 熊本県牛深小学校の御真影窃盗未遂事件～教師への邪推から御真影を持ち出そうとした者が、直ちに逮捕された。
- 106) 昭和6[1931]年11月 東京都渋谷区大向小学校の御真影紛失事件～明治節儀式の際、御真影が紛失していることが判明したが、犯人は不明。校長は譴責、罰俸、転任。昭和10年にいたって事件当時同校訓導であった者が自首して、校長に対する反感からの犯行と自白したが、精神異常による無実の自白とされた。
- 107) 昭和7[1932]年10月 大分市大道小学校の教育勅語謄本紛失事件～勅語下賜記念日に奉安殿を開扉して紛失が判明、後日民家の瓦屋根上に放置してあるのが発見された。
- 109) 昭和8[1933]年4月 芝区芝小学校小使の御真影隠匿事件～昭和天皇・皇后、大正天皇・皇后、明治天皇・皇后、計6葉の御真影が紛失したが、同校小使が隠匿したものと判明した。御真影は無事回収。
- 112) 昭和10[1935]年4月 神奈川県愛甲郡玉川小学校における御真影隠匿事件～校長を失脚させる目的で、同校女小使の夫が隠匿。御真影は発見され回収、校長は罰俸処分の模様。

(2)-3 御真影誘拐

事例集未収載) 昭和7[1932]年7月 御真影窃盗犯の長野県下諏訪尋常高等小学校校長恐喝事件～御真影を窃取した犯人が、その返却を条件に小学校長を脅迫し、校長は秘密裏に金銭を支払ったが、

返却方法に齟齬があり、隠された御真影を偶然第三者が発見して警察に届けたため、事件が明らかとなった。捜査の過程で近隣の別の小学校も同様の脅迫を受けていることも判明し、犯人は逮捕された。二人の校長は3ヶ月10分の1の減俸処分、校長が事件を内密で処理するために金銭を支払っているところに、盗難が判明すれば処分されるという重圧があったことが示されている。事件解決後、最初から警察に届けるべきであったとの批判に、「長野県学務部内、特に視学蓮」は、「まず犯人から一時も早く無事に御真影をとり戻し然る後順序を踏む（警察に届ける）処置がもっとも賢明である」と述べている。まるで、生身の人間が誘拐されたかのような考え方であり、御真影の奉護という観念がいかにか肥大化していたか、御真影という聖なるものにかかると自縛自縛されていたかを物語っている。この項、岩本努『「御真影」に殉じた教師たち』（1989年、大月書店）に拠る。

113) 昭和10[1935]年11月 御真影窃盗犯の福島県双葉郡新山町小学校校長恐喝事件～小学校の卒業生が、御真影を窃取した上で、御真影の返却を条件に校長から金銭を脅し取ったが、御真影を返却せず、さらに金銭を要求したため、校長が警察に届けて逮捕された。犯人は不敬罪と恐喝罪で懲役3年。ここでも校長は、いったんは内密に処理するために金銭を支払っていること。

115) 昭和11[1936]年1月 茨城県小渡村尋常小学校における御真影窃盗と校長恐喝未遂事件～小学校小使の孫が御真影を窃取し、その返還と引き替えに金銭をゆすり取ろうとしたが、逮捕され未遂に終わった。御真影は発見され回収。

(2)-3 その他

14) 明治25[1892]年11月 香川県長尾高等小学校の御真影不敬事件～近隣の尋常小学校に下賜された御真影を捧持して郡役所から学校に向かう行列に行き会った長尾高等小学校の教員・生徒が、御真影櫃に敬礼しなかったとして、尋常小学校側からその不敬を激しく責められた。県議会を巻き込んだ一大事件となり、裁判沙汰、尋常小学校・高等小学校関係者の処分、村長・学務委員の辞表提出、郡長・県知事の更迭などの大混乱を招いた。

42) 明治34[1901]年 岩手県釜石小学校の御真影・教育勅語「奉遷」不敬事件～町役場に保管してある御真影・教育勅語謄本を儀式のために学校に移動する道筋に遊郭があることから、不敬の至りとして批判され、学校の移転、新築に繋がったとされる。

60) 明治44[1911]年12月 北海道苫前第四尋常小学校長鳴海要吉の御真影不敬事件～学校に下賜された御真影を郡役所から学校まで胸の上に捧持しつつ櫓で運んだが、櫓を降りる際に「御真影を胸の下までさげた」不敬を咎められて、休職ののち免職、裁縫教員であった妻も退職。鳴海はこの事件の前の同年8月に、思想犯の嫌疑で家宅捜索を受けており、不敬事件は彼を免職に追い込むための口実として強いて作為されたものである。

102) 昭和3[1928]年 高知県某村長中島直彦の御真影に対する不敬発言事件～御真影奉迎に関して役場で小学校長と打ち合わせの際、「御真影は偶像である、業を休んで仰々敷迎ふる必要はあるまい・・・郵送にても可なりと思うふ」などと「不敬の言を弄」した。

(3) 殉職事件

◎御真影・教育勅語謄本に関わる不敬事件と殉職事件は、現れ方はまったく逆だが、それを尊崇し奉護しなければならぬという共通の意識から発している。

26) 明治29[1896]年6月 三陸大海嘯による御真影・教育勅語謄本の流失・汚損＝箱崎尋常高等小学校長柝内泰吉の御真影殉職事件～6月15日津波襲来に際し、柝内校長は家族を非難させた後、御真影を紐で体に結びつけて非難しようとする所を津波に吞まれ、翌16日海岸で発見されたが、17日死亡。家族は無事であった。体に結びつけた御真影は回収された。御真影殉職第1号。

- ・「其赤心忠魂、千歳朽ちず」（『教育持論』）、忠君愛国のお手本として賛美
- ・「死して而して御影に殉すると、生きて而して臣民の一人を全ふすると聖意果して何れをか喜びたまふべき」「徒らに君の写真的ために其性命を擲たば、何を以て忠を生きる君に致すべきか」「写真は再製し五制し十制すべし、人の性命は再製すべからず」（『国民之友』）～生きて忠を

尽くすのが真の忠君だと説き、栃内殉職を賛美する報道に対しては偽善者、事理を弁ぜざる愚昧者だと批判している。この項、前掲岩本努『「御真影」に殉じた教師たち』に拠る。

51) 明治 40[1907]年 1 月 仙台市県立第一中学校の御真影・教育勅語謄本焼失事件＝大友元吉書記の御真影・教育勅語謄本殉職事件～校舎火災の際、取り出そうとして逃げ遅れて殉職。

- ・多くの弔慰金が寄せられ、忠君美談となったが、「校舎は幾度も之を再築することを得。唯だ夫れ人生復びすべからず、之を此の災禍に殉死せしめたるを特に痛悼すべきなり」「当局の方針亦、御真影の前には何事をも犠牲にせんとする消極的忠君主義を以て下僚に臨み、不可抗の災厄によりて御真影を焼損したるに対してまでも、厳科を加ふる先例あるがために(この殉職をまねいた)」（『河北新報』社説）との意見もあった。この項、前掲岩本努『「御真影」に殉じた教師たち』に拠る。

参 3) 明治 31[1898]年 3 月 長野県上田高等小学校校長久米由太郎の割腹自殺事件～子息の作家久米正雄の「父の死」によって、校舎火災による御真影焼失の責任をとったものとして流布したが、前掲岩本努『「御真影」に殉じた教師たち』の考証によると、久米が校長であった上田高等小学校上田分教場（女子部）にはまだ御真影は下賜されておらず、割腹自殺の真因は、校内の派閥争いを背景に校舎焼失の責任を追及されてのこと。

事例集未収載) 明治 44[1911]年 11 月 九州帝国大学総長山川健次郎の不敬言責事件～門司駅員が、天皇のお召し列車を駅構内の入れ替え作業中に脱線させたことの責任を取って自殺した。その自殺を「国民性の精華」「忠君愛国の熱血」として、福岡玄洋社が顕彰碑建立を計画、『九州日報』紙上で募金を呼び掛け。それに対して、山川総長が『福岡日々新聞』で、自殺には同情するが賛成できない、生きてさらに職務に励んで国家のために尽くすべきであり、顕彰碑を建てるなどは自殺を奨励することになり同意できない、との反対意見を公表した。山川総長の不敬言責事件として、帝国議会にも政府への質問書が提出されるなど、大きな事件となった。

62) 大正 2[1913]年 4 月 北海道留萌小学校の教育勅語謄本盗難と校長の引責心中事件～謄本盗難のため減俸処分を受けた校長が、5 名の子女を道連れに服毒心中を図った。本人は死亡、子女は重体者もあるが、「孰れも生命だけは取止め得べき模様」と報じられている。

参 7) 大正 7(1918)年 12 月 朝鮮龍山元町小学校校長鈴木志津衛の御真影殉職事件～学校火災にあたって、猛火をおかして奉安室に飛び込んで殉職した。御真影はすでに宿直教員の手で取り出されていた。

参 11) 大正 10[1921]年 1 月 長野県南条小学校校長中島仲重の御真影殉職事件～校舎火災にあたって、御真影を取り出そうと猛火の中に飛び込んで、焼死。マスコミで大々的に報道され、全国各地、植民地（台湾、朝鮮）から多くの弔慰金が寄せられ、文部省、長野県からも祭祀料が送られた。

事例集未収載) 大正 12[1923]年 9 月 関東大震災時の御真影殉職～関東大震災での殉職者 41 名（神奈川県 27、東京府 13、千葉県 1）。うち東京 13 名中の 8 名までが、「御真影を守護」「御真影奉遷のため奮闘中」の殉職であった。（前掲岩本努『「御真影」に殉じた教師たち』）

◎相次ぐ学校火災による御真影、教育勅語謄本の焼失とそれにとまなう管理責任の強化、そしてこのような殉職事件の続発が、木造の校舎と離れて耐火構造の「奉安殿」建設を促すこととなった。奉安殿建設の建前は「御真影に万一のことがあっては恐懼に耐えない」（建設予算を審議する村会・町会などの趣旨説明でのロジック）、本音は「御真影奉護の重圧から逃れたい、殉職者をだしたくない」という、教育関係者の自己防衛策。